

## 第17回政策評価審議会（第22回政策評価制度部会との合同）

1 日 時 令和元年11月19日(火)10時00分から11時45分

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 第1特別会議室

3 出席者

(委員)

岡素之会長、森田朗会長代理（政策評価制度部会長）、岩崎尚子委員、牛尾陽子委員、  
田淵雪子委員、前葉泰幸委員、白石小百合臨時委員、田辺国昭臨時委員

(有識者)

合田真CEO（日本植物燃料株式会社）

(総務省)

寺田総務副大臣、進藤総務大臣政務官、長屋総務審議官、白岩行政評価局長、小森大臣  
官房審議官、箕浦総務課長、佐々木企画課長、越尾政策評価課長、北川評価監視官、赤  
松評価監視官、中井評価監視官、中村評価監視官、海野評価監視官、楠原評価監視官、  
竹中評価監視官、高橋評価活動支援室長、佐々木客観性担保評価推進室長

4 議 題

- 1 政策評価制度部会の構成員指名について
- 2 外部有識者ヒアリング
- 3 行政評価局調査の実施状況及び今後の調査テーマについて
- 4 行政評価局調査について（死因究明等の推進）
- 5 政策評価制度部会における取組状況について

5 資 料

資料1 政策評価制度部会名簿

資料2 日本植物燃料株式会社 合田真CEO提出資料

- 資料 3-1 令和元年度以降の行政評価局調査予定テーマ
- 資料 3-2 マイナンバーカードの普及・利活用に係る積極的取組事例集
- 資料 3-3 令和2年度以降検討中テーマ
- 資料 4 「死因究明等の推進に関する政策評価」に関する報告
- 資料 5 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（令和元年度）
- 参考資料 1 これまでの行政評価局調査実施状況（行政分野分類別）
- 参考資料 2 死因究明等の推進に関する政策評価（参考資料）

## 6 議事録

（岡会長） おはようございます。定刻に達しませんが、皆さんおそろいでございますので、第17回政策評価審議会と第22回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。皆さん、大変お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

薄井委員が本日は御欠席でございます。また、森田会長代理は10時50分ないし55分頃御退席の予定でございます。さらに白石臨時委員には11時30分頃御退席だと伺っておりますので、あらかじめ御了承のほどお願いいたします。

本日は、大変御多忙の中、寺田総務副大臣、進藤総務大臣政務官にお越しいただいておりますので、最初に御挨拶を頂戴したいと思います。

それでは寺田副大臣、よろしくをお願いいたします。

（寺田副大臣） ただいま御紹介にあずかりました、担当副大臣の衆議院議員広島第5選挙区選出、寺田稔でございます。今日は、委員の先生方におかれましてはお忙しい中、第17回目の政策評価審議会に御参集を賜り、感謝を申し上げたいと思います。

実は私自身もかつて財務省に24年間在籍をしております。予算編成システム改革の一環として、予算執行調査、あるいはまたNPMの導入としてモデル事業政策群横割り連携、またコンセッション方式、さらには、指定管理制度など、財政当局の立場で必要な見直しをさせていただき、また、この政治の世界に入りましてから、ちょうど7年前でございますが、岡会長の御指導を賜りまして、規制改革会議の担当として多くの規制改革等を進めることができました。EBPMの実現、またPDCAの実現のためにも、この政策評価は極めて重要でございます。

既に、先生方におかれては、死因究明ですとか、多くの分野においてその知見を集積され、今後の行政の効率的な運営に大変大きな期待をしているところでございます。

今日は、新たな審議テーマも御審議されるとお伺いしております。実り多き会議となることを、私も切望しております。また、本日は日本植物燃料株式会社の合田CEOからも、民間の知見をお伺いすると聞いております。そうした最新の世の中のトレンド等も踏まえ、御審議の参考とされますことに深甚なる敬意を表しますとともに、本日の実りある御審議を御期待申し上げまして、一言御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(岡会長) 寺田副大臣、ありがとうございました。

続きまして進藤大臣政務官、よろしくお願いいたします。

(進藤政務官) 皆さん、おはようございます。大臣政務官の進藤金日子でございます。行政評価局を担当いたします大臣政務官として、一言御挨拶を申し上げます。

審議会におかれましては、政府における政策評価の取組の質の向上のために、本当に熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございます。この場をお借りしまして、改めて感謝申し上げたいと思います。

特に最近では、行政の現場の実情をしっかりと十分把握した上で、相当深掘りした審議を行おうとされていると伺っております。

寺田副大臣は財務省におられたのですが、私は農林水産省におりまして、約29年間、現場に出たり、本省に行ったり、地方農政局に行ったりと、正に現場目線で行政に携わってきたつもりでございますが、やはり政策評価の重要性というのは身にしみているところでございます。

特に我が国はこれから経済成長をしていかないといけないのですが、どうしても東京一極集中が起きております。地方創生というのは極めて重要な政策課題なわけですが、そういった中で、少子化・高齢化が急速に今、進んでいるという状況にあります。

やはり各省の制度を見ても、制度の根本的な設計の概念が、人口増加の時のものそのままとなっている制度が随分あるのではないかと、私自身も認識しております。本当にこれから、この少子化が進み、高齢化が進む中で、地方を元気にしていく、また東京一極集中を緩和していく、そのためにどのような政策がこれから重要なのか。現場の実情をしっかりと踏まえて、政策評価におきましてもしっかりと評価いただき、次につながる評価というのが極めて重要なのではないかと、私自身も認識しているところです。

是非とも、行政に携わる方々、地方公共団体、国含めて、今、人が減ってきている中で、業務量が増えてきているわけでございます。そういった中で、政策も困難に直面しているということでございますので、是非、現場に光を当てていただきまして、着実に行政の現

場の改善に結びつけることができるような行政評価に、委員の皆様方の御指導をいただきながら、そういった方向につなげていただけていただけますように、精力的な御審議に御期待申し上げます。また、引き続きの御指導をよろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございます。

(岡会長) 副大臣、政務官、ありがとうございました。ここで、ほかの公務がございます関係上、寺田副大臣は御退室されます。また、進藤大臣政務官は11時頃御退室の予定であることをあらかじめ申し上げておきます。

副大臣、どうもありがとうございました。

(寺田副大臣) ありがとうございます。よろしく願いいたします。

(岡会長) 続きまして、9月1日付で政策評価審議会委員に就任されました岩崎尚子委員より、一言御挨拶をお願いいたします。

(岩崎委員) 会長、どうもありがとうございます。御紹介にあずかりました、早稲田大学総合研究機構電子政府・自治体研究所研究院教授の岩崎尚子と申します。今日、第1回目ということで、よろしく願いいたします。

政策評価審議会の委員ということで、大役を承りまして、大変身が引き締まる思いでございます。私の専門はICT政策ということで、ICTを活用して社会課題を解決するというのをテーマに研究をしております。

所属しております研究所では、国連の電子政府ランキングとよく比較される、世界の電子政府の進捗度についてICT新興国を中心に、65カ国を対象に評価・分析をしております。今年15回目の研究調査結果をもう間もなく公表する予定でございます。

そのほか、国際CIO学会というNPO法人で現在理事長をしており、今、急速に不足しておりますIT人材の育成を、学術的な見地からいろいろ研究活動をしているところでございます。

総務省とは、これまでも様々な研究会に携わらせていただいております。ちょうど昨年からはスマート自治体研究会にて、地方自治体にAIやロボティクスという新しい技術を活用し、どのように行政サービスを提供していくかという議論を行い、今年5月に報告書を出させていただいた次第でございます。

そのほか、国際活動といたしましては、我々の研究所では、国連やOECD、EU、あるいはAPECといった国際機関と共同研究を行ってまいりました。今年1月からAPECにて新たにスマートシルバリーノベーションという、高齢社会の問題をAPECの加盟

エコノミーと一緒に研究するというプロジェクトを立ち上げて、今、活動しているところでございます。

国内だけに限らず、海外では今、デジタル化にシフトしておりまして、私自身も今は100年に一度の大変革期と捉えておりますので、デジタル化や、あるいはイノベーションといった視点を、この政策評価に少しでもいかしていけるように、微力ではございますが尽力してまいりたいと思いますので、よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは議題に入りたいと思います。最初の議題は「政策評価制度部会の構成員指名について」でございます。

9月1日付で岩崎委員が就任されたことに伴い、政策評価審議会で第5条第2項の規定により、政策評価制度部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員を、資料1のとおり指名いたします。

続きまして、議題2に移ります。議題2では、政策評価審議会における今後の審議の充実に資するため、行政を巡る今日的な課題について、現場の声をお聞きし、意見交換を行います。本日のテーマの趣旨について、事務局から説明をお願いいたします。

(佐々木企画課長) 本日のヒアリングのテーマは「アフリカ・モザンビーク農村部のデジタル化～テクノロジーと新たなインフラ～」でございます。

本日お越しいただきました合田真CEOは、アフリカのモザンビークで地産地消型の再生可能エネルギーと食料生産を支援されるとともに、価値交換の仕組みといたしまして、電子マネーを通じたフィンテック、アグリテック事業に取り組んでおられます。また、日本におきましても、地域の経済活動を核とし、電子マネーを使用した地域通貨を切り口に、地域経済の活性化にも取り組んでおられます。

このような、行政以外の方々が主体となりまして、地域におけるお金の流れや仕組みに着目した、言わば地域インフラ整備の取組は、今後の行政運営を考えていく上で示唆に富む内容であると考えまして、今回御説明いただくこととしたものでございます。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。ただいま事務局から説明のあったとおり、本日は「アフリカ・モザンビーク農村部のデジタル化～テクノロジーと新たなインフラ～」について取り上げることにします。

本日は、日本植物燃料株式会社の合田CEOに御出席いただいております。合田CEO

からの御説明の後、意見交換を行いたいと思います。

それでは合田CEO、御説明をよろしくお願いいたします。

(合田CEO) 皆様、おはようございます。日本植物燃料の合田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

私どもがやっている分野は、農業デジタル化の分野になるのですが、国際機関の枠組みではITUとFAOがeアグリカルチャー・ストラテジーというものを進めておりまして、各国政府のポリシーメイキングのお手伝いを国際機関として進めていらっしゃいます。

私どものほうでも、この8月にアフリカ開発会議がありました。その中で、農業関係の民間企業の集まりとして、アフリカビジネス協議会の中に農業ワーキンググループというものを作らせていただきまして、そちらのほうで、アフリカの農業デジタル化基盤構築を進めております。国際機関も、ITU・FAOチームということで、日本においても農水省だけではなく、総務省を始め各機関と協力してやっていければと考えております。

本日、少し駆け足で内容をめくることになるかと思うのですが、要点としましては、これまでアフリカは援助対象として見られてきたことが多いのですが、今回のTICADにおきましても、アフリカに対してはこれからはビジネスだということで、様相が変わってきており、日本だけではなく各国いろいろな投資が入ってきています。

その中でアフリカ自体も、副題のほうに「新たなインフラ」と書かせていただいておりますが、従来ですと、日本と同じようなインフラを整備しようとする、広大な土地に何年掛かるのだという話だったわけですが、今のアフリカにおいては、逆に道が整備されていなくてもドローンを使うとか、もちろん通信網といったものは整備されてきておりまして、日本とはまた違う、従来の先進国とは違う形でのインフラというのが整いつつあると思っております。

同時に、日本との共通点としては、現状、例えば私が主に活動しているモザンビークという国は、日本の約2.5倍から3倍ぐらいの国土面積に対して、人口がまだ2000万人台で、ある意味、過疎地であるということです。そういったところで、従来型のインフラと違う新たなインフラを引くことで生活を向上させていっているというのが、今アフリカで見られる変化なのかなと思っております。翻るに、日本において今後、人口が減っていく、減少していく地域が増えていく中で、アフリカで見られるような新たなテクノロジーを使ったインフラが役立つ機会も、今後出てくるのではなかろうかと思っております。

内容に入らせていただきます。弊社は社名が日本植物燃料と申しますが、その名前のと

おり、もともと再生可能エネルギーに取り組んできております。特にバイオ燃料なのですが、バイオ燃料は植物から作りますので、農家との関わりが多いです。関わっている農家から、バイオ燃料原料以外に米も作っているし豆も作っているし、そういったものを買ってくれということで、自然な感じで食料分野にも進出していきました。金融の関わりについては後ほど説明させていただきます。

こちらがモザンビークという国の位置関係ですが、海を挟んでマダガスカルという島があります。ちょうどそのマダガスカルの対面ですので、位置的には覚えていただきやすいところにあるかと思えます。

その中で、真ん中の地図になりますが、一番北部の端の州、タンザニア国境から我々は事業を開始しました。今、この州は、日本との関係で言いますと、三井物産が天然ガスの開発を進めていたり、結構大きな投資を日本としては行っているエリアになります。

こちらは冒頭申し上げた部分ではあるのですが、現状まだまだ、日本で言うところの江戸時代的なインフラではあるのですが、その中でも携帯電話だけは、ほとんどの農民が今、持っています。ただし、まだスマートフォンはそれほどでもなく、いわゆる日本でガラケーと言われるものが中心ではありますが、そういった変化が大変大きい。

もちろん、今さら固定電話のランドラインをアフリカで引こうという方はいないと思うのですが、同じく発電所に関しましてもオフグリッド型です。銀行の支店も、ナショナルグリッドが来ていないところで銀行店舗を運営するというのは非常に難しいわけですが、それでも携帯電話だけを使ってモバイルマネーを運用するというような、その地域にあるものに依じて、新しいアプリケーションや仕組みというのが立ち上がってきているといえるかと思っております。

弊社はエネルギー関係や、食料関係、金融関係もやって、全体でどこを目指していると言われるのですが、私どもとしましては、こちらにPeace Engineeringと書いていますが、やはり食料が不足したりエネルギーが不足したり、分配が不公正であると争い事を生むと考えておりまして、そういう観点で、この3つの分野を中心にやっております。

モザンビークとの関わりは2006年からなのですが、現地法人を作りましたのが2012年でして、それまで日本国内及び東南アジア圏を中心に、バイオ燃料の原料作物の育種、品種の開発を中心に2011年まで10年間ほどやってきた会社です。その育種の成果をもってアフリカでの事業を始めたのが2012年です。

作った燃料は、基本的に各村にトウモロコシの製粉所がございまして、そちらへの燃料

供給を中心に行っております。

真ん中の写真の右側に、掘っ立て小屋というか、竹で組んだような建物がありますが、その内側がこちらの真ん中の写真になります。真ん中の写真は製粉所の中なのですが、左下のほうにエンジンがありまして、赤いのは燃料タンクです。奥に穀物の投入口みたいなものが左側と右側にあるのですが、左側がトウモロコシの製粉機、右側がお米の精米機で、プーリーをつなぎかえて用途に応じて使っています。こういったところに対して、バイオ燃料を我々が現地で作ったものを供給しています。

右側は携帯電話の電波塔をオペレーションするための発電機なのですが、約半分ほどの携帯電話の電波塔はナショナルグリッドにつながっておりませんので、こういうオフグリッド型の発電機を横に置いており、そういったところにも燃料供給をしております。

同じくこれは、製粉機など以外に関して、電力需要というのも多少ですがあります。我々は発電機をバイオ燃料で動かしまして、右上の写真の右端のほうに白いものがいろいろ並んでいますが、これはランタンです。ランタンをチャージして、我々が持っているキオスクに、必要な日に借りに来ていただいています。一晩使ったら翌朝返していただいて、翌日はまた別の方が借りていきます。

あるいは、下に冷蔵庫の写真がありますが、冷蔵庫も、我々が発電するからといって、冷蔵庫を各個人が買おうと思うと結構高いのです。我々のキオスクに冷蔵庫・冷凍庫、あるいは製氷機などを置き、例えばですが、常温のビールは100円で売り、冷やしたビールは130円で売ります、といった形で、サービスとしてエネルギーを供給させていただいております。

この辺りの取組は、非常に各村で人気がありました。次は少し冗談のようになっていますが、課題が出てきまして、キオスクは全てリモートの地域にあります。下手すると我々の事務所から200キロ離れている、300キロ離れているみたいなところにキオスクがありますので、大体2週間に一回、現地に行って棚卸しをします。そうすると必ず、売り上げは100あるはずなのに、現金が70しかない。そういった形で現金が、現金だからだと思うのですが、簡単に消えるんです。すぐにポケットに入れたりとか、そういうことが容易にできてしまいます。

我々の店員は、当社の社員ではあるのですが、話し合うと、理由は簡単だと。他のキオスクには電気がない。我々だけが特別なサービスをしていてお客さんが多い。当然、皆さん妬んでいるから、妬むと、この写真はいわゆる呪術師の写真なのですが、こういった方

に御相談に行って、うちのお店に呪いをかけて、夜中に妖精が入って現金をちょっとずつ持ち出すんだと。そういう話になりまして、まあ、それはそういうものかと。仕方がないので、そもそも現金を触らなくていいようにしようということで、電子マネーを導入させていただきました。

この電子マネーを、2013年の後半からシステム導入しまして、このときはNECと一緒に、今でも行ってきております。オフグリッドで、要はタブレット、あるいはスマホが一つ充電できればいいだけですので、小さいソーラーパネルがあれば、こういった場所でもオペレーションができます。

携帯の電波自体は、ほぼ全てのエリアでカバーされていて、実感的には日本よりもカバーされていると思います。やはり日本は山谷が多いので、なかなか厳しいと思うのですが。

それで、こちらのシステムを使って、先ほどのキオスクでは3割お金がなくなっていたのが、電子マネーにした結果、1%以下の誤差で収まるようになりました。

そういう電子マネーを使って、我々はバイオ燃料の原料作物ですとか、米とかいろいろな農作物も買い取っております。そのときに、電子マネーで支払うと、タブレットに管理システムが入っていて、誰が何を幾らでうちに売って、要はどれだけの収入を得たのかということ記録しております。同時に、先ほどのキオスクで、誰が何を幾らでいつ買ったのか、支出を記録しております。

収入・支出のデータに基づきまして、少額の融資を行っております。これは例えばですが、一つのケースとして、この方はキオスクのオーナーです。右下のほうにグラフがあるのですが、青が弊社から見たときのデポジット、オレンジが弊社から見たときの出金です。丸の点々があって、これが全体のアカウントのバランスなのですが、真ん中ちょっと左寄りのところまでグラフがいろいろ動いているのですが、その後、真ん中がほとんど動きがありません。このときに、彼のお店に泥棒が入り、在庫と現金を全部盗まれました。それでしばらく彼はお店ができなかったのですが、我々のところに相談に来ました。我々としてはもとのレコードに基づいて、与信が取れるだろうということでお金をお貸しして、その後、彼はちゃんと返してくれました。そのときに、この折れ線グラフが、左側3分の2はほぼ、真ん中のゼロのところになっているのですが、右側になってくると、このバランスが上がってきています。要は、彼はそれまで電子マネーをそれほど信用せずに現金でやっていたのですが、自分が盗まれたり、いろいろな経験をした結果、電子マネーのほうが安全だということで、積極的に使うようになってくれました。

この方は農家で、ゴマを育てたいということで、1年目に8000円ほどお貸しして、1.5ヘクタールのゴマを植えて、5万円ほどの売り上げを得ました。2年目も、1年目にうまくいったので、じゃあもうちょっと、1年目の8000円ほどに対して、2年目は3万円ほどお貸ししてということで、少しずつ与信と一緒に育てていくということをやっています。

このようなことは、自社の独自の事業で行っているのですが、それ以外に、こちらはFAOや、国連機関、モザンビーク政府もそうなのですが、補助金を出すときに現金で渡すと、当然、現金だと、農業資材を買ってよと思ってもビールを買うかもしれませんし、何に使われるかわからないということで、電子マネーで、買えるものを限定する形で補助金を提供させていただいたりしています。

少し時間が足りないので動画は飛ばさせていただこうと思うのですが、現地の雰囲気がかかりますので、少しだけ。現地で中央銀行のモバイルマネーのアカウントや銀行アカウントを開くために認めているIDとしては、ナショナルID——いわゆる国民ID、あと出生証明書、もう一つが選挙カード、この3つです。ケース・バイ・ケースで、例えばIDに書かれている名前と自分が記憶している名前のつづりが違ったりすることがあります。例えば彼女らなどがカードをなくしたとか、PINを忘れたといったときに、再発行すると、元のIDと本人が覚えている名前が違ったりするので、どうしようもないときには、最終的にバイオメトリクスで確認をして再発行をしたりということをやっています。

もう一つ、こちらもちよっと雰囲気だけですが、こちらは、先ほどの手前のビデオがポルトガル語で話していたのですが、こちらは、各ローカルの部族語になります。村に入っていくと、7割ぐらいの方々、特に女性の場合はポルトガル語、公用語が話せない、あるいは書けない方が多いので、我々のスタッフが各言語に対応して現地で説明をしています。この仕組みの場合は先に農家側が1000円なら1000円、先にデポジットしなければいけないんです。それに対して、1000円入れたらFAOが3000円なら3000円入れて、トータルで4000円使えると。そのために、農家の方々が理解しないと、先に自分でお金を入れてくれないので、各村を回って説明をしております。

今年、モザンビークだけではないのですが、マラウイ、ジンバブエを含めて、大きいサイクロンが2つぶつかりまして、250万人ほどが被災しております。そこに対する緊急支援も、全く同じツールを使って対応させていただいております。今日現在、5万人ほどの対

応をオペレーションしています。

各ドナーが拠出金を出したときに、それが最終的にどこの誰にどういう形で行ったというものをトレースできるようにしてほしいという要望が非常に強くて、これはFAOと行っているのですが、FAOももちろんドナーに報告しなければいけないので、最近はこの仕組みが多くなっていると思います。

こちらと同じような仕組みなのですが、世銀のファンディングで、約30万人対象に、最貧困層に対して生活補助みたいなものを配る際に、少し前は現金デリバリーしていたのですが、現金デリバリーして、この紙にサインして、みたいな形で、30万人分の照合をするのは実質的に不可能なのです。それをトレースできるようにということで、新しいシステムを今、オペレーションしています。

こちらはまた少し別の問題で、最貧困層なので、先ほど言った3つのIDを持っていない方々が8割いる。しかし、お金を受け渡ししないと行けないので、アカウントを開いてもらわないと渡せないということで、どうやって新しくIDを国として認めるのかということ折衝しまして、現地の社会保険省と中央銀行と我々で折衝した結果、村の例えば長老だったり、その方の母親だったり役所の方とウィットネスを書いて、社会保険省が社会保険カードを出すと。そのカードを持っていれば、中央銀行としてはアカウントを開くことを認めてあげるよという仕組みを新しく作っていただいて、オペレーションを始めたというものです。

ここからはTICAD7での話になるのですが、農業ワーキンググループがアフリカビジネス協議会の下にあるわけですけれども、こちらのほうで、これから進めていこうとしているのは、アフリカに農協を作って、存在する農協でもいいのですが、そこをデジタル化していこうという取組です。そのときのロールモデルとして、M-PESAというモバイルマネーがございます。モバイルマネーはM-PESA以外にもいろいろあるのですが、M-PESAに関しては2007年にイギリス外務省、DFIDがお金を出してシステムを作って、それを今、民間がオペレーションしているのですが、イギリスのボーダフォングループが一番シェアを持っています。

彼らとしては、極論かもしれないのですが、例えば日本と中国がODA競争をして、橋を作った、道を作った、港湾整備したとするわけですが、いずれにしろケニアが豊かになればトランザクションフィーがイギリスに還流していくので、争わなくてもいい、とてもいいポジションをとっているなと思っておりまして、そういうポジションを日本としても

今後取っていければいいのではないかと考えています。それをロールモデルとして考えております。

日本政府としても、いろいろな取組を現地で行っているわけですが、アナログでやっている取組が多いので、デジタルのプラットフォームを例えばほかの国々がそこに引くと、せっかくキャパビルして育った農家や成果を全て別の国に持っていかれてしまうという可能性が高い。特に、冒頭申し上げましたとおり、ITU・FAOもeアグリカルチャー・ストラテジーということで、農業デジタル化ということは今、急速にアフリカにおいても進んでおりますので、その観点に関しては、日本としても注視していく必要があるのではなかろうかと思えます。

これは現地の農家のためだけではなくて、日本の農業分野に関して言えば、製造業ですと、例えば大企業が海外進出すると、下請も含めて中小企業も一緒に出ていけるという構図があるのですが、農業分野ではなかなかそういう、リードするような企業が存在しないということで、日本だと、その役割は農協が果たしてきたとっております。農協があるから、農業関連企業のトラクターのメーカーにしる肥料のメーカーにしる、いろいろなところが個別の農家にばらばらに商売するというのは非常に、相手の規模が小さいので難しくところを、農協として束ねることでそれが可能になったのだと思えます。

同じくアフリカにおいても、小農の規模は非常に小さいです。やはり、そこに10万人のグループ、30万人のグループというのができて、初めて日本の農業関連企業もアフリカに進出できるような可能性が高まるのではなかろうかと考えております。

こちらは、アグリカルチャー・イノベーション・プラットフォーム・イン・アフリカ(AIPA)ということで、TICAD7で横浜行動計画に入れていただいたものなのですが、AIPAの中に2つファンクションがありまして、一つがアグリカルチャー・デジタル・ベース・デベロップメントということ。もう一つがイントロデュース・アドバンスト・アグリカルチャー・テクノロジーということで、今日は主にアグリカルチャー・デジタル・ベース・デベロップメントのほうなのですが、こちらは農家をグループ化する、それをマネジメントするための仕組み。もう一つは、グループ化された単位ごとのグループがマーケットと取引をできる仕組みを作っていこうと考えております。

JICAを始め各機関が現地でキャパビルをして、仕組みを作っていた方々に、このデジタルのプラットフォームに乗っていただく。プラットフォームができれば、各日本の関連企業もその上で紹介をしていこうという仕組みを考えております。

こちらはAGRFという、アフリカン・グリーン・レボリューション・フォーラムで、これは非常に大きい組織なのですが、今年9月の冒頭、TICAD直後に開催されました。ハイライトしているとおり、ITU・FAOなどがeアグリカルチャー・ストラテジーをナショナルレベルに落としていこうとしております。

下のハイライトのところ、ここにジャック・マーを呼んでいるんです。FAOの総裁は今、中国の方がやっていたらいいんですが、カントリーレベルのポリシーメイキングから攻めると同時に、民間サイドもきちんとプラットフォームを引いていこうという戦略を持っていらっしゃるのかなと思っております。

今後、TICAD7からTICAD8、あと3年後ですが、我々としては、ヘルスケア関連も農業関連も、農村部に行ったときには対象者が非常にかぶってきます。特にそこで必要となるような、どこの誰がワクチン接種をしたとか、母子手帳などもそうなのですが、そういった部分では農業関連とヘルスケアは非常に重なっていますし、ほかのアプリケーションがどういうものになるかは別として、やはり共通ID基盤というものがなければ、我々としてはビジネスを進めていきづらいということで、そういったところと一緒に構築していきたいと考えております。

少し話が飛びますが、国内でやっていることとして、我々は電子マネーの仕組みを現地で使っております。我々の行っている地域通貨とはちょっと違うのですが、日本国内では、左の筑邦銀行というところのアドバイザーをさせていただいておまして、そちらで地域通貨をやりましょうということで行いました。

日本全国で恐らく今、10カ所以上取組があると思うのですが、もともと宮城のほうで地域通貨——ただし、このときは見たとおり紙なのですが、これを森林から木をおろしてきて、それを熱利用していただく。その流れの中で地域通貨「モリ券」というものを使ってきたということを行っております。

最後に、こちらは馬搬とか馬耕と言われるものなのですが、左側は日本で真ん中がフランス、一番右がドイツなのですが、結構、畜力が今でも使われている分野がありまして、特にアフリカ・モザンビークで、我々個別の事業で、JICAの事業で、実は800万円ぐらいするトラクターを買わせていただいたのですが、残念ながら初日に壊れたんです。初日に壊れてしましまして、その部品が5年間入ってこず、5年間、その800万円のトラクターは寝たままだったという経験がありました。トラクターは非常に、もちろん馬以上に働いてはくれるのですが、壊れるとパーツが入らないというのは非常につらいところです。ス

テップとしては、畜力というのもワンステップあって、その先にさらにトラクターなどもあるのかなと思っております、西アフリカは結構馬を使っています。中央アフリカ付近も牛を使ったりするところもあるのですが、まだまだ使っていないところも多いです。

日本には、馬にアタッチメントをつけるメーカーで、今でも頑張っているところなどがありますので、そういったところも含めて、輸出産業として作っていきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

(岡会長) 大変詳細な、興味深いお話をありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対して、御質問あるいは御意見を伺いたいと思います。どなたからでも結構でございますので、よろしく願いいたします。

どうぞ。

(前葉委員) 専門家の先生方がたくさんいらっしゃるの、先に極めてプリミティブな質問の一つさせていただきます。

合田社長、ありがとうございました。個人に与信をした場合に、セントラルバンクがそのアカウントを持っているということだと思いますが、それが、先ほどの方のようにずっとプラスになればいいのですが、ずっと沈んだままの状態になる個人というのが出てきた場合、どういった扱いになるのか御教示願えればと思いました。

(合田CEO) ありがとうございます。現状、我々の対応の範囲で申し上げます、基本的に彼らのバックグラウンドなどを把握しています。ただし、例えば洪水で流されたとか、干ばつでどうしようもないとか、そういうケースはもちろんありますので、日本の法的にどうかは別にして、我々は我々自身の農園も持っており、工場もありますので、どうしても返せないときはうちで働いてもらいながら返していただくということをやったりしております。

(前葉委員) なるほど、ありがとうございます。そうすると、一つ御意見を伺えればと思いますが、我々も例えば自治体の場合、個人に何かを貸し付けたり、資金を貸し付けるというようなケースというのが、生活困窮者の支援の場合にあるのですが、そういう場合に、自治体で働いてもらうというのもありなのかもしれませんが、トータルでそれを管理していくときに、日本で、マイナンバーカードを使っていくような可能性というのは、合田CEOはどう御覧になりますか。お尋ねして、私の質問を終わりたいと思います。

(合田CEO) 我々もそうなのですが、デジタル化されていくということは、その方々

の収入・支出を把握することになります。我々は税金の部分までは対応していないのですが、そういうことがわかるようになってきますので、もちろん、回収する側の論理、あるいは税金を取る側の論理としてはマイナンバーカードとひもつきにしてしまうというのも一つあるとは思いますが、その中にどうやって再チャレンジの仕組みをその中に入れていくのかということは、非常に重要な観点ではなかろうかと思っております。

モザンビーク、あるいはアフリカのケースで言いますと、やはり本人たちの努力だけではどうしようもないというか、灌漑インフラも整っていませんし、天水依存のケースが非常に多いので、そこはある意味、政府もタッチした上での農業保険ですとか、そういった何らかのセーフティネットが、アフリカにおいては必要とされていると思っております。

(前葉委員) ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

岩崎委員、いかがですか。

(岩崎委員) どうもありがとうございます。御指名にあずかりましたので。

合田CEO、大変興味深いプレゼンをどうもありがとうございました。私からは、プレゼンの後半にございました中国企業や、あるいは恐らく政府の支援が、特にアフリカではかなり大きいのではないかと推察しております。対アフリカビジネスの面で、日本の強みですとか国際競争力について、教えていただけますでしょうか。

(合田CEO) これまで、従来の話で申し上げますと、やはり日本は顔が見えて、直接現地の方々と関わる支援ということを非常に重視して、人を育てるということをやってきたと思っております。そこは非常に強いところだと思うのですが、ただ、それを直接受けられる範囲というのはある程度限定をされますし、逆に、時間がたつにつれて記憶は薄れていくというところはあると思いますので、その部分が、例えば我々が今考えているようなデジタルのプラットフォームを引くことで、仮にそのプラットフォームを利用して商売をするのが、一番売上を上げているのが他国だったとしても、そのプラットフォームの利用料、あるいは決済フィーということをきちんと我々、井戸を掘った側として、将来的にもいただけるような仕組みを考えていくということが、いい人同士だけでは、ずっとは続かないと思いますので、そういった別の観点というのも見えていく必要があるかなと思います。でも本当に日本の、現場において援助関係で行っていらっしゃる方々というのは、現地の方々に非常に愛されていると思いますし、その辺りはすばらしいと思っております。

(岡会長) ありがとうございました。ほかはいかがですか。

では私から。今現在のモザンビークにおける、合田CEOのやっている、いわゆる事業規模というか、どれぐらいのイメージのことをやっておられるのか。ラフで結構ですが、1億円ぐらいの規模なのか、10億円ぐらいの規模なのか、そういうイメージなのですが、モザンビークだけでどれぐらいのイメージでしょうか。

(合田CEO) 売上規模で言いますと、現状だとモザンビークの中で言いますと1億2億規模です。特に、弊社の売り上げでいきますと8割方が、いわゆる公共事業と言っていいのかどうか分かりませんが、国連機関だったり、そういったところに対するサービス提供と申しますか、先ほどのシステムインフラを構築して、現場のオペレーションまで一式行うという形での売り上げが多いです。

人数的には今現在、NFCのカードを発行して、それを使ってくださっている方々というのは、今日現在だと6万人から7万人ぐらいだと思います。

(岡会長) なるほど。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

(牛尾委員) 質問なのですが、日本では高齢者の方がスマホを使いにくいとか、キャッシュレスは嫌だという方も多いのですが、今お話があったように、モザンビークはそれを飛び越して、いきなりある意味スマートフォンやキャッシュレスという形に移行しています。モザンビークの方たちに、どうやって教育する、あるいは持たせるかという点について、もし何かありましたら教えていただきたいのですが。

(合田CEO) ありがとうございます。やはり日本は、それがなくても済むという現状が片側にあると思います。ですから、ちょっとでもストレスがあると無理して使わないという傾向はあると思うんです。アフリカの場合だと、それがないと何も始まらないというところで、一つモチベーションの前提の違いはあるかなと思うのですが、それでも、例えば我々のキオスクのオペレーションに関して、全く今までスマホをもちろん触ったことがありませんでしたという方々を、大体、最初1週間ぐらいは横にいてあげてトレーニングして、あとは、わからなかったら電話してとか、マニュアルの何ページを見てというような、そういう感じでやっております。

FAOのプロジェクトで言いますと、カードを持っている方が2万5000人ぐらいで、タブレットが置いてある店舗が160店舗ぐらいあるのですが、大体160店舗全部トレーニングするのに、日本人1人と現地スタッフ7、8人ぐらいのチームで、2カ月ぐらいで全てトレーニングを終わらせる程度のスピード感ではあります。

正直、我々何万人、多くのエリアを回りながら、一個一個結構丁寧に、ちゃんとトレーニングしていています。少なくとも我々の現場は、文字が読めませんか公用語が話せませんというレベルの中でここまでできていますので、例えば日本の金融機関などで、高齢者の方々は使えないのではないかとってはいますが、それは恐らく、きちんと教えたなら、日本で、少なくとも大抵の方、文字が読めないという方はいないと思いますので、そこはどの程度努力するかどうかではないかと、私の感覚としては思っております。

(牛尾委員) ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございます。ほかにいかがですか。よろしいですか。

政務官、いかがでしょうか。

(進藤政務官) せっかくの機会ですので、お話ありがとうございます。合田CEOの資料の22ページ、現地に必要とされ、かつ支援側の長期的利益に資するというのがございます。国際協力の政策をこれからどう進めていくかという中で、我々も随分議論するのですが、今、社会インフラをどんどん輸出していこうとしております。国益にかなったような形でやっていこうという議論もあるわけですが、一方で、そういうことは抜きにして、先方の社会だとか民生がよくなればいいじゃないか、そこまで期待しなくてもいいじゃないか、という声もあります。貴重な税金を使って国際協力をやっていくという政策の中で、今、社長がやっておられるような、民生もよくなるし、ここにあるように決済フィーは日本に還流するような、こういう仕組みが仮にできるとすれば、政策として一つ評価できるのではないかなと思っております。私が今申し上げた視点と、合田CEOの視点が合っているのかどうか、あるいは、もし合っているとすれば今後の拡大の可能性のようなところを、少しお聞きできればと思います。

(合田CEO) ありがとうございます。政務官がおっしゃったとおりのところを狙って考えております。今後の展開としましては、モザンビークという国はポルトガル語圏でありまして、アフリカ54カ国のうちの4カ国がポル語圏なんです。残りの国々はフランス語圏と英語圏ということで、今、農水省と、今年度新たに約5カ国ほどの事業性調査を進めさせていただいているところです。それで来年以降、モザンビークと同じようなパイロット事業を、英語圏から一つ、フランス語圏から一つ選びまして、これでアフリカ54カ国をカバーするポルトガル語、英語、フランス語圏に、少なくともモデルは作れるということで、そこを目指しております。

モザンビークに関しましては、今、WFPと一緒にパイロット事業を進めているところ

です。これも、規模感的には対象者が8万人ほどで、予算的には4.5億円ぐらいの規模です。3年間、WFPのバジェットで我々、先ほどのお客さんがWFPという形で、半分公共事業の形で、最初の3年間はバジェット期間でやるのですが、3年後にはWFPはそこから抜けます。抜けた後に、そこで作られた基盤を我々が民間企業として、今度はお客さんからお金をいただきながら、それを維持・運営していってくださいという役割分担での事業となっていますので、正直、一般の民間投資としては、同じ投資をするのだったらアフリカではなくアジアのほうがリターンは大きいんじゃないのという傾向はまだまだ強いところもありまして、リスク度合いもアフリカのほうがまだ高いところもありますので、最初はそういう、半分公共事業的なところから基盤を作って、そこから民間オンリーで運営できていけるようなところに育てていこうという形で、今、進めさせていただいております。

(岡会長) ありがとうございます。予定の時間になりました。合田CEO、今日は本当にありがとうございました。

(合田CEO) ありがとうございます。

(岡会長) ここで合田CEOは退室されます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題3では、まず、現在の行政評価局調査の実施状況について、事務局から説明を聴取します。その次に、来年度以降の行政評価局調査テーマについて、事務局から個別の調査テーマや、今後の取組の方向性に関わる検討状況について説明を聴取します。その後、質疑応答、意見交換を行いたいと思います。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

(佐々木企画課長) 御説明いたします。資料3-1でございます。

今年度の政策評価プログラムにおきましては、早期に着手するものとそれ以外のテーマに区分しております。11月1日現在で、7本が既に着手済みでございます。今後の着手テーマは4本となっております。

この4本のテーマのうち、廃校施設の有効活用の調査につきましては、まずは学校施設の長寿命化計画についての課題について調査を行うというものでございます。長寿命化計画は2020年度までに策定率100%を目標としておりますが、現状値は15%ということでございます。廃校とも関係いたします学校の統廃合計画がある場合において、長寿命化計画の策定についての課題の有無などにつきまして、整理しようと考えているものでございます。

また、土壌汚染対策ですが、建設残土対策の課題に係る情報が地方から多く提報されているところでございます。建設残土問題につきましては、当審議会におきましても御審議

いただいているところでございますので、土壌汚染対策に替えて建設残土対策に着手したいと考えているところでございます。

次に、資料3-2でございます。マイナンバーカードについては、対人の行政サービスにおいて重要な本人確認や身分証明のツールでありますことから、審議会においても具体的なサービスの例を挙げていただきまして、御指摘をいただいたところでございます。

マイナンバーカードにつきましては、今後、行政機関の業務の実施において幅広く用いられ、従来の業務実施に大きな変革・改善をもたらすことが想定されます。現在、一部の地方公共団体が先行的に取り組まれている事例につきまして、今後広がっていく可能性もあるということでございますので、これにつきましては未導入の地方公共団体の御意見なども伺いまして、先進的な事例の実施の経緯や、担当の方々の工夫・苦勞、実現を可能にした諸条件などについて調査を行いまして、今般、事例集を取りまとめましたので、御報告させていただくものでございます。

次は資料3-3でございます。令和2年度以降のテーマにつきましては、地方組織からの問題情報の提報、それから本省独自の情報収集も踏まえまして、現在、資料3-3のとおり、子ども・子育て関係、あるいは災害関係などの13本のテーマを検討しているところでございます。

本日は、この13本のテーマにつきまして御審議いただきまして、この結果を踏まえまして、次年度行政評価プログラムの調査テーマに向けて検討をしてみたいと考えます。また、その際には、必要に応じまして、個別に委員の先生方に御相談させていただければと思っております。

テーマの御審議でございますが、本日は担当の監視官がメインテーブルに着席しておりますので、13本のテーマにつきまして、今後検討する上で押さえておくべき視点、留意すべき点、また今後評価局が取り上げることが必要なテーマなどにつきましても御審議いただければと存じます。よろしく願いいたします。

(岡会長) ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対する質疑応答を行いたいと思いますが、退室時間が迫っている森田委員、もしあればどうぞ。

(森田会長代理) では1点だけ意見を述べさせていただきますが、都市農地の保全・活用ということですが、従来から良質な農地を都市で確保して開発をある意味でコントロールするという形で、この政策が実施されてきたと思います。今日では空き家・空き地問題など、そういうものがかなり出てまいりまして、前提とする事情が大分変わってきたか

などと思います。

したがいまして、農地の保全だけではなく、もう少し広い意味での活用の仕方も含めて検討をする必要があるかと思しますので、そういう視点で是非、取り上げていただければと思っております。

(岡会長) ありがとうございます。

(佐々木企画課長) ありがとうございます。今後検討させていただきたいと思しますので、いろいろと勉強させていただきます。

(岡会長) それでは、ほかはいかがでしょうか。どうぞ、牛尾委員。

(牛尾委員) 都道府県の指定文化財の適切な保護という項目があるのですが、これは、都道府県指定文化財の、既に保護すべきものの全国的なリストというのは作られているのでしょうか。その存在というのはありますか。

(佐々木企画課長) 県指定の文化財は条例で管理しておりまして、承知している範囲では、各都道府県に指定文化財の台帳がございまして、今、現況がどうなっているかというところは管理しているように伺っていますが、実態がどうなのかというところまでは把握しておりません。

(牛尾委員) そういう話ですと、まず現況がどうなっているかという部分の調査が必要なんじゃないかなという気がするのですが。

(佐々木企画課長) 確かに、文化財のこのテーマにつきましては、文化財の所有者の転居などに伴って散逸しているという状態と、都道府県の区域外に移ったために、都道府県文化財が指定解除になったという状況の2つを調べようということで企画しているものですが、先生おっしゃるとおり、まずは所有者の状況、散逸しているかどうか、そこの管理がどうなっているかというのは重要な視点でございますので、まずはその点につきまして調査することについて前向きに検討させていただければと思います。

(牛尾委員) お手数だとは思いますが、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

(佐々木企画課長) ありがとうございます。

(岡会長) ほか、いかがですか。田渕委員。

(田渕委員) 検討テーマにある夜間中学・通信制高校ですが、これは前々から提案させていただいている子どもの居場所、子育て支援の一つの手段として捉えて、調査していただくのもよいのではないかと思います。

それから、ここに提案候補として挙げられていないのですが、オーバーツーリズムと、

激甚災害時の補助金のあり方、それから自衛隊派遣、こういった観点もテーマの案として挙げさせていただいておりました。担当の職員の皆さんからは、現状を調査しているということで御報告もいただいているのですが、検討候補に入っていないところでもありますので、引き続きその点に関しては調査をしていただいて、私としては特に災害に関しては緊急のことでもありますので、なるべく早目に対応していただくとよいのではないかと思います。今回の候補に入っていなかったのが少し気になっているところでありまして、これらのテーマ案に対してどう対応されるかをお聞きしたいと思います。

(佐々木企画課長) ありがとうございます。確かに、通信制高校、それから夜間中学につきましても、想定された制度とは異なった運用がされているところもございます。夜間中学は義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、外国籍の者などの教育を受ける機会を保障するための重要な役割を果たしていますが、実際の在籍者といいますと、外国籍の方々が8割もいるという実態がございます。また、通信制高校も、不登校生徒の対応ということもございます。このことから、ひとつひとつの施策を横串で見たと、子どもの居場所という視点から見ると重要な点だと思います。前回の審議会でも、居場所ということで御審議いただいておりますので、その点も含めまして、調査テーマとして今後検討してまいりたいと思っています。

それから、自衛隊派遣、オーバーツーリズム、激甚災害の補助の関係ですが、これはテーマに載ってはおりませんが、御指摘いただいて勉強させていただいております。特に自衛隊派遣のお話でしたが、今回の台風で実際にどう運用されているかということにつきましても、現在、ヒアリングをしながら整理しているところでございますので、また必要に応じまして御説明させていただければと思います。

以上でございます。

(岡会長) よろしいですか。どうぞ。

(田淵委員) 自衛隊に関しては、本当に一生懸命やってくださっていると思うんです。これだけのことを自衛隊でやっていますということを、国民の皆さんにお示しすることも、国民の皆さんの安心につながると思います。例えば、今回の台風15号、19号、その後の豪雨、そういった災害時に、どう自衛隊が対応したのかを、国民の皆さんにお示しするだけでも有効だろうと思いますので、是非御対応いただきたいと思います。

それともう1点よろしいですか。子どもの居場所という観点なのですが、居場所にフォ

一カスすると、そこだけに目が行ってしまうので、私としては子育て支援、子育てではなく、子どもたちが自ら育っていく、それを周りがどうサポートできるかという観点での子育て支援というところを、政策評価として調査していただくというのも一つの方向かなと思っています。

この夜間中学・通信制高校に関しても、その中の一つ的手段として位置づけられるものもあり、また、外国人の方への対策としての夜間中学・通信制高校もあると思いますので、目的をしっかりと精査して調査していかないと、いろいろなところでぶれていってしまいます。調査の目的を明確にした上で、調査・検討していただければと思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。よろしいですね。

それでは、政務官の退室時間が迫っているので、何か退室前にコメントをいただければ。

(進藤政務官) 今、事務方から調査テーマ検討候補を示させていただいておりますが、今の段階では候補でありますので、是非とも委員の皆様方の問題意識をどんどん出していきたいと思っております。今の田渕委員の御指摘も極めて重要な御指摘で、特に災害は国民的関心が極めて高いところでございますので、いろいろな面から、また御意見を賜りまして、この調査が有意義な調査になるようお願い申し上げたいと思っております。

私からは以上でございます。是非とも皆様方、よろしくお願い申し上げます。

(岡会長) どうもありがとうございました。それでは、政務官はここで御退室されます。

(進藤政務官) 申しわけございません。失礼します。

(岡会長) では、質疑応答を継続させていただきます。ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

(前葉委員) 資料3-1をお願いいたします。学校施設の長寿命化計画について、これから調査に入っていただけるということで、ありがとうございます。学校施設の整備については、教育委員会と首長との権限の地教行法による明確な区別がありまして、だからといって教育委員会は自らお金を稼ぐ手段である徴税権がないので、学校施設については、どうしても財政当局に要求するだけなのです。その要求するときは必ず、多々益々弁ずの世界に、子どもたちの公平のためにしっかりとやってほしいというところでやっていきます。財政課は、それは教育だけにお金をかけるわけにはいかないといって、切る方向になって、この不幸な対立式で、大体切った張ったで終わってしまうというのが教育関係の施

設の整備の予算付けなんです。

今回、計画というのが出てきています。長寿命化計画というのは、これからの施設のファシリティマネジメントになりますので、かなり政策論をやらなければいけない。そういうことで、この計画はK P I でどれだけ作ったかということだけを見てみるということについて事務方から問題意識が提示されていると思いますので、中身をしっかりと調査していただければと思います。

津市などの実態でいうと、耐震工事が終わって、大規模改修をかなり進めてきているのですが、これから子どもが減っていくところで、この施設、例えば校舎が2棟あるとき、両方同じだけの長寿命化をしなければいけないのだろうかというような議論を、この計画の中で始めております。是非自治体で、この計画でうまく学校環境整備の政策論ができるような、そういう方向に日本全体が行けば、よりよくなるのではないかと考えております。是非、この調査に期待をしております。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。事務局からのコメントはありますか。

(中井評価監視官) どうもありがとうございます。長寿命化計画は、実際100%ということで文科省のほうで旗を振ってというところはあるのですが、それぞれの現場で、なかなか現場の実情にそぐわないような状況も出ていないかとか、そういった視点で見ていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

(岡会長) ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

(白石臨時委員) ありがとうございます。資料3-3の調査テーマ候補ですが、順不同に並んでいるということなのですが、下から1番目と3番目は、今、御発言もありました、とても国民の関心の高い災害に関することだと思います。

ここでお願いしたいのは、調査項目は別々に独立して調査をされると思うのですが、災害という一つの中規模テーマというか、少し上のくくりということで考えることができるのではないかとことです。つまり、防災気象情報は予防ですし、田淵委員の御発言にありましたとおり、自衛隊の派遣の話は支援で、一番下は災害ごみをどうするかということになります。

ということで、災害の一連の流れがここに並んでいるということと、今年の災害では、国民と企業という2つの軸で、それぞれが災害に直面しました。

ですので、個別テーマが縦割りに並ぶということに加えて、少し大きな視点でくくって

見るということも有意義ではないかということをご述べてさせていただきます。ありがとうございます。

(岡会長) 今の白石臨時委員の御指摘についていかがですか。

(佐々木企画課長) 担当監視官から御説明いたします。

(楠原評価監視官) 今、先生が言われたように、災害関係では、先ほど田淵委員からも災害の関係のお話がありましたが、今、随時勉強させていただいております。このテーマとして防災気象情報という部分をピックアップして検討させていただいております。

今、御指摘があったように、災害として大きな視点からというお話があったので、その点も含めて、今後、私の担当だけでは恐らく、対応しきれないと思いますので、いろいろな担当と相談しながら対応していきたいと思っております。ありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございます。どうぞ。

(竹中評価監視官) 御指摘を受けましたが、企業のほうも、今回の台風では、一般住民もかなり被害を受けましたが、例えば北陸新幹線のように、企業もかなり被害を受けておりますので、そういうところにも着目しながら、関係の監視官とも連携しながら調査を進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

(岡会長) ありがとうございました。ほかはいかがでございますか。どうぞ。

(白岩行政評価局長) すみません、今、企業のほうという話なのですが、今の御関心で結構なのですが、企業の災害に対する防災のほうでしょうか、それとも復旧のほうでしょうか。

(白石臨時委員) 恐らく、両方が必要なのだろーと思っております。やはり、災害への対応の在り方については、防災と復旧と両面でさまざまな指摘がなされていたように思います。御検討いただけたらと思っております。ありがとうございます。

(白岩行政評価局長) 分かりました。また後ほど、細かいところはお伺いできればと存じます。

(岡会長) ありがとうございました。災害については、大変皆さん関心を持っておられると思います。「土砂災害対策に関する行政評価・監視」の2回目のフォローアップが今年の10月に公表されましたが、今回の災害では予想外、想定外の大被害が出てしまったという現実、我々は今、直面しているわけですので、この下の3項目をもっと大きくくくってという考え方はもちろんあるのですが、今まで以上に、この災害に対してセンシティブティを上げて調査をして、どうしたら災害を少しでもミニマイズできるのかというよう

なところにつながっていくようなものが必要なのかなと思います。

民間企業の話も一つありましたが、我々は常にBCP、BCPと言って、いろいろな災害を含めた事態が起きたときにも企業が存続できるようにするために、きちんとふだんから対応していくというようなことはやっているわけですが、これも、ある程度想定した災害というものがあるわけで、今回の北陸新幹線の件は、正に想定を超えたものが起きてしまったのかなと思うのです。ですが、それで答えではなくて、これから、この調査をするに当たっては、今までの想定以上の災害というものも考えながら対応していく必要があるのかなと思っておりますので、先生方の意見を是非取り入れていただいて、御検討いただければと思います。

それからもう1点、夜間中学・通信制高校の話で、田淵委員から御指摘がありました。大変重要な視点だと思います。もう一つの視点として、外国人の子どもたちという問題、私はこの後者のところが、これからとても大きなテーマになると思います。日本国として、全国的に人材不足、特に中小零細企業は死活問題なわけですから。そこに、特定技能1号・2号、あるいは従来の技能実習生も含めてですが、これを成功させるためには、恐らく、その来た方々が日本に来てよかったという状態にしなければ持続性がないと思うんです。その中の一つの大きなファクターが家族、お子様というような問題にもなるだろうし、あるいはもしかすると、技能実習生で来た方が、とりあえず日本語を学ぶために通信教育ということもあるのだと思うので、この夜間中学・通信制高校のところについて、田淵委員の御指摘の部分について、外国人の方々に日本で活躍してもらうためにという視点で、是非考えていく必要があるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今後の調査テーマにつきまして、本日皆様からいただいた様々な御意見を踏まえ、引き続き事務局において検討を進めていただきたいと思います。

続きまして、議題4に移ります。本件は、総務省が行う統一性・総合性確保評価について審議するものでございます。

本日は、本年3月4日の第14回政策評価審議会で審議を行った、死因究明等の推進に関する政策評価について、今回、その取りまとめの方向について審議するものでございます。

まず、事務局からの説明をお願いいたします。

(北川評価監視官) 死因究明等の推進に関する政策評価についてであります。ただいまありましたように、本年3月の審議会で参考資料2に基づきまして調査概要を御説明

申し上げ、5月から調査を開始して現在遂行中でありまして、その状況を御説明させていただきます。

資料4を御覧ください。死因究明や身元確認というのは、そもそも複数の法律に基づき、関係省庁それぞれの観点から、それぞれのスキームにより実施されていたところ、その水準というのは必ずしも十分ではないとの認識から、平成24年に議員立法で死因究明等の推進に関する法律が制定されまして、この法律に基づき、現行生きております死因究明等推進計画が閣議決定されたというところがございます。

この死因究明等の推進に関する法律自体は2年間の時限法でありまして、失効しておりました。3月以降の動きとしまして、この6月に新たに恒久法として死因究明等推進基本法が成立しまして、来年4月から施行されることとなりました。新法が施行されましたら、そのもとで新たな推進計画が策定される予定となっているところであります。

この法律制定の動きであります。この新法の提案理由の説明からは、下のほうに抜粋しておりますが、我が国における死因究明の現状は、諸外国と比較しても十分な水準にあるとは言えない状況ということで、今後、恒久的に施策を総合的かつ計画的に推進すべきとの認識が読み取れるところでございます。

おめくりいただきまして、3月の御報告後の検討結果等でございますが、3月の参考資料2の真ん中の段にありますように、重点的施策の推進状況については現在、内閣府で最新の状況を取りまとめているところでありまして、これは随時更新の上で評価をしてみたいと思っております。

資料4下部の(2)【問題意識】欄に掲げた各項目についてであります。この4件を掲げておりました。これについては、この表に記載のとおり、期待されている効果が実現されているかという観点では、限定的になっていると言えるのではないかと。2点目と3点目、社会情勢への変化対応で各機関の連携、総合性という視点でございますが、これについてはどのような方向性で考えていくべきかということを、次のページに記載しております。検証・見直しが行われているかというのは、当初掲げておりましたが、今、正に法が作り直されまして新たなスキームに立つということで、この視点は今回はうまく解消していることと考えております。

おめくりいただきまして3ページです。本政策の特徴としまして、非常にこの推進計画の目標が定性的なものが多くて、量的な評価というのはなかなか困難であるというところで、目標が達成されたのだという確たる認識のないまま、旧法から新法に切りかわり、新

計画が策定されるという環境にあるという状況です。

そういった状況を踏まえまして、取りまとめの方向をどのように考えるかでございますが、目的の達成度につきましては、先ほどの新法立法時の国会の認識や、現在、私どもも関係者等からの認識を把握しているところでは、限定的になっているのではないかと考えております。こうした認識を前提に、社会情勢変化への対応や総合的・統一的・計画的な推進という視点をいかして、死因究明等の推進を後押しするという観点から、私どもが今行っております現場の課題等調査を整理しまして、新たな計画策定に役立てていただきたいと考えております。

現場の課題等については、具体的には4点、「法医、検案医の人材確保・育成」「死亡時画像診断の活用」「死因究明等で得られた情報の活用」「地方協議会」ということに焦点を当てて、現場の問題をあぶり出すということを考えておりまして、こういった実情等について、これまで20程度の大学や医師会等にヒアリングをしておりますが、更に幅広い意見を収集するために、全都道府県、医学部のある全大学、それから現場の医師に対してアンケート調査を実施中でございます。今後、この結果も併せまして、新たな計画策定に役立つ有益な情報となるよう取りまとめていきたいと考えております。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。ただいまの説明に対して、御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。今、事務局から説明がありました、取りまとめの方向ということではよろしいでしょうか。

では、御意見がないようでございますので、この方向で取りまとめていただきたいと思っております。

(北川評価監視官) ありがとうございます。

(岡会長) 次に議題の5でございます。政策評価制度部会における取組状況について、事務局からの説明をお願いいたします。

(越尾政策評価課長) 政策評価課長の越尾でございます。政策評価制度部会における取組状況について、私から2点御報告いたします。

1点目は、令和元年度租税特別措置等に係る政策評価の点検結果についてであります。資料5を御覧ください。

1ページ目でございますが、点検の仕組みのところでございますが、例年同様で、各府

省は、税制改正要望に際しまして、租税特別措置等に係る政策評価を実施することとされております。具体的には法人3税でございまして、国税たる法人税、地方税たる法人住民税・法人事業税が対象となっているところでございます。

私どものほうとしまして、令和2年度の税制改正要望に係る政策評価、今年は38件でございましたが、これらについて内容を点検し、その結果を各行政機関及び税制当局に通知・公表するというものでございまして、本年度につきましては、去る11月8日に既に通知と公表をさせていただいているものでございます。

点検の観点についてであります。租税特別措置等の達成目標、また租税特別措置の適用数、また、租税特別措置によって見込まれる税の減収額、及び租税特別措置の効果、これらの4項目につきまして、分析・説明の内容を点検させていただいております。

また、今回の点検につきましては、現在政府を挙げて取り組んでおりますEBPM、証拠に基づく政策立案の考え方を踏まえまして、私ども、この租特の点検におきましても、この租税特別措置が政策目的実現のためにどういう達成目標を掲げているのかということ、また、その達成目標に向けた実現の状況の把握や、その予測の定量化などにつきまして、それに焦点を当てた点検をさせていただいたところであります。

2ページ目でございます。本年度の点検結果についての総体的な状況について御説明している部分でございます。下にレーダーチャートの図がございまして、点線の部分が、各省がまず私どもに出してきた最初の説明ぶり、言わば説明力の状況でございます。その説明の状況を私どもで点検をさせていただきまして、足らざる部分などを確認させていただきまして、補足説明があった結果が緑の実線となった部分であります。

私どもの点検によって、説明力が言わば向上している部分はあるのですが、御覧いただきますと分かりますとおり、1番で掲げております、租特でどういった政策効果を狙うのかという達成目標の部分、また、租税特別措置によって発揮された過去の効果の把握や、将来の効果の見積りといった部分の説明力が、説明を追加的に求めても弱含みとなっている状況でございまして、まだ税制改正作業、これから年末に向けて本格化してまいりますので、それらの過程において、更なる説明の改善が求められると考えている部分でございます。

今年の具体的な状況につきまして、言わば不十分な事例というものを幾つか次ページ以降で掲げさせていただいておりますので、順次、簡単ではございますが、御説明いたします。

4 ページでございます。先ほど申し上げましたとおり、やはり租特によって何を実現したいのかというのが一番の根本になると考えられるわけでありますが、4 ページに掲げております事例は、こうした租特によってどういう目標を達成したいのかという説明が不十分な事例であります。

こちらに載っておりますのが経済産業省、具体的には中小企業庁が創設を考えております、中小零細事業者の第三者への事業承継の促進に関する税制措置のものでございます。緑の箱で掲げております部分が、この租特を更に束ねるような最上位の政策目的と言われる部分であります。こういった部分は大きな目的でございますので、抽象度が高いのはやむを得ない部分があるのですが、政策目的を達成するためにはいろいろな政策手段が考えられるわけでありまして、租特で何を狙うのか、あるいは補助金なり規制でというようなことがいろいろ考えられるわけであります。この租特で何を目標とするのかといった部分の説明が、実際にこの部分について見てみますと、政策目的と租特としての達成目標がほぼ同一の内容となっております。下に補足説明として追加的な説明を求めても、定量的な達成目標をお示しすることは困難という回答にとどまっているものであり、これは不十分な説明であると判断をさせていただいたものであります。

次の5 ページ目でございますが、こちらは達成目標が定量的に設定されていないため、達成目標の過去や将来の実現状況の把握についても定量的になっていないというものでございます。

ここで掲げております具体的な事例につきましては、国土交通省の空港周辺に所在します事業者が、そういった騒音の激しい地域から外に出ていく場合に、土地の買い替え等をした場合に発生した譲渡益の課税繰り延べなどを認める制度というものが内容でございます。この租特の達成目標を見てみますと、成田空港とそれ以外という対象はございますが、要すれば空港周辺からの移転をできる限り促進するという定性的な目標が掲げられております。その結果、将来の実現状況の把握といった部分につきましても、引き続き移転を促進する必要があるというようなことが書いてありますが、具体的な見通しや件数を示すことが困難ということで、これ以上の説明はございません。

実は、防衛省にはほぼ同種の租特がございまして、そちらを見ますと、防衛省ですので航空機基地の周辺からの移転の促進という租特であります。防衛省については具体的な移転交渉などの進展を踏まえた、対象と予測しております移転対象件数やヘクタール数などを提示しているところでもありますので、そういったものと比べますと、この国土交通省の

説明は不十分であると考えているものでございます。

6 ページ目でございます。こちらに掲げてございますのは、租特としての達成目標は定量的に設定されているのですが、把握の状況が不十分なものでございます。具体的には、内閣府の国際戦略総合特区内における事業者の事業に要した設備などの経費の追加計上の特別償却などを内容とした租特でございます。

左側に達成目標が、今、全国に所在します7国際戦略総合特区の個々の目標の代表的なものが掲げられておりますが、当然、特区に認定される前提として、個別の具体的な目標がそれぞれ掲げられているところでございます。

しかしながら、右側を見ていただきますとお分かりのとおり、結局のところ、これらの目標の達成の状況を定量的に示すことが極めて困難であるということで、説明がなされていないというものでございます。我々としては、この実現状況の将来予測が定量的になされていないと判断をさせていただいているものでございます。

続きまして7ページ目でございます。こちらは租税特別措置の適用件数が僅少、具体的には10件未満というものにつきまして、僅少でありますときちんと租特としての効果が発揮されていない可能性がありますので、なぜ僅少でも効果が十分であるのかについての説明を求めましたが、十分な回答が返ってこなかったというものでございます。2つの事例を掲げさせていただいておりますが、両方とも経済産業省の事例でございます。

左側でございますのは鉱山に関するものでございますが、金属鉱山等につきましては、その閉山後も、中にあります廃液などの漏出を防止するために、水の濾過のための装置や、山崩れを防止するための植林といった鉱害防止の工事が必要となるのですが、それに必要な所要の積立金のための損金算入を認めるという制度がございます。

本件につきましては、その達成目標として、必要な積立金の額をきちんと達成するというのが目標になっているわけでございますが、薄いブルーの箱のところでございますとおおり、近年の実績は10件を下回る程度であったり、見込みも10件程度ということで低調にとどまっているところでございます。

これについて説明を求めましたところ、制度創設以来かなり時間がたっているので僅少であるという以上の説明が返ってまいりませんでしたので、こういった説明では不十分であると判断させていただいているものでございます。

また、右側につきましては、いわゆる日の丸の石油・天然ガスの開発の促進、あるいは鉄鉱石などのベースメタルと言われるものの安定確保という観点から、それらのリスク

な開発に備えた損失準備金を的確に積み立てさせるための損金算入の租特というものでございますが、こちらも、そうしたリスクな事業でありますので、これまで参入して実行しております事業者の実績、あるいは今後の見込みも5件ということで、僅少に推移をしているものでございます。

この部分につきまして、経済産業省に説明を求めましたところ、今申し上げたような、リスクの高い事業なのでなかなか参入が見込めないのだという説明があったほか、特にベースメタル、鉱物につきましては、下のほうに下線を引いてございますが、いわゆる自給率についての説明まではあるのですが、租特を適用した、例えばプロジェクト数のような説明がなされておりません。翻って、石油・天然ガスにつきましては、その線を引いた上の部分であります。本税制を活用したプロジェクトが6割程度あるということで、この租特の貢献についての説明があるのですが、鉱物についてはそれが無いということで、我々としてはこれは説明不十分なものと判断をさせていただいたということでございます。

以上が、個別具体的な不十分な事例の御紹介でありました。

以上が、本年度の租税特別措置等に係る政策評価の点検の結果であります。

続いて2点目でございますが、令和元年度の公共事業評価の点検について、その進捗状況を、口頭で恐縮ではありますが御報告させていただきます。

今年度につきましては、公共事業評価ワーキンググループの委員の意見もお聞きしながら、災害対策が事業目的、効果に盛り込まれております9事業12地区についてを点検対象としております。また、評価の質の向上を目指しまして、個別事業の必要性について、閣議決定などの上位の政策体系に掲げる目標との関係や、地方公共団体の関連する計画との整合性について明確化する、言わば新たな点検の視点について、実地調査も行いながら検討を進めております。

この、新たな点検の視点については、個別事業の説明力の向上が期待されますが、担当する府省に追加的な作業負担を課すものであるため、その導入の意義など、さらに検討を進めるべきとのワーキンググループの先生方からの御意見をいただいているところであります。今後、ワーキンググループも開催させていただいて、更に議論を行いまして、次の審議会において改めて報告をさせていただきたいと考えております。

私からは以上です。

(岡会長) ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。どうぞ。

(牛尾委員) 今の御報告をざっと見て、全38件中、内閣府が12件、国土交通省が10件、経済産業省が6件と、大変申しわけないのですがワースト3で38件中の約半数を占めるといいう状況になっているわけです。つまり、省庁で偏りが非常に出てきている。これは、省庁自体が怠慢なのか、それとも省庁自体の業務の特性なのか、何による原因なのか、もし何かコメントいただければと思います。

(岡会長) お願いします。

(越尾政策評価課長) ありがとうございます。実は、実際には、先ほどレーダーチャートのほうで御提示させていただいた、AからE段階の評価をしているものがございまして、そのプロットで見ますとちょっと違う様相が出てくるところはあるのですが、今回、私が冒頭で御説明したとおり、いわゆるEBPMの観点で、まさに租特という政策手段を使って何をしたいのかというような目標をきちんと掲げて、その上で租特がどういった効果を発揮しているのかという把握の状況、あるいは将来予測の状況という部分について注目してみると、今、御指摘があったような府省が言わばワースト3となったようなところでございます。

ただ、これらは、もともと租特を持っているというか、例えば国土交通省などが今年度要求をしている租特が多いということも影響しておりますので、一概にその府省の取組が十分でないということではないと考えております。

(牛尾委員) ありがとうございます。レーダーチャートから見ると、一般的な国民の視点からすると、将来の効果もよく分からないし、過去の効果もきちんと検証していない、そういう政策を続けていくことはいかかなものかという率直な感想がございまして、やはり各府省の皆さんにおいては、きちんと政策評価をなさって、是非事業をやっていただきたいなと思います。以上です。

(越尾政策評価課長) ありがとうございます。どういう事業にもあることですが、やりっ放しというようなことが往々にしてあるわけでございます。特にこの租特の効果というものにつきましては、先ほど申し上げましたが、必ずしも政策手段は租特に限られるわけでは当然ありませんで、補助金や、法律に基づく規制といったものの組合せの中で政策が行われていきますので、そのうち租特がどれぐらいの効果を発揮しているのかというのを把握するのは、確かに難しいところはございます。

つぶさに見てまいりますと、例えば国土交通省などがやっております物流施設の高度化と言われるような、高速道路の周辺に大きな物流施設を整備することを促進する租特とい

うのがあるのですが、そちらにつきましては、事業者に具体的に、この租特があったから参入したのかといったようなアンケート調査なども実施しております。ですので、そうした政策効果の把握の手段の高度化といったものも必要だと考えておりますので、我々としても、そういった好事例なり、先進事例というものをうまく伝えていく努力を続けたいと思います。

(岡会長) ありがとうございます。いわゆる本質的なところを、最初に牛尾委員から御指摘がありましたが、政策をする側からすれば、租特だけではないかもしれませんが、租特も含めて、こんなに成果があった、こんなに効果があった、我々の政策は成功なんだと、こう言うほうが普通だと思うんです。

ところが、今日の御説明からすると、残念ながら、合格点を与えられるものはそんなにないという結果になっているわけです。その辺りのところも、もう少し何か、実際に政策をやっておられる現場とのコミュニケーションが必要なのかなと思います。

確かに、説明はあまりなくてこれだけ見ると、将来の効果と過去の効果のところはCなどというのは、非常に寂しいなと感じますね。是非、その辺りのところを、効果が出るような形で、我々の活動を進めていきたいと思います。

田辺臨時委員、どうぞ。

(田辺臨時委員) 1点だけでございます。租特に関しましては、基本はこれは事前の要望で出てきたものをチェックして、そのクオリティを判断するということだと思うのですが、他方、租特に関しましては透明化法がございますので、政策ごとには見られないかもしれませんが、法人で使ったか使っていないか、それがどういう件数になっているのかというのは、すぐではないですが2年か3年後ぐらいにはフィードバックできることになっています。その情報を見つつ、何でできないのだと攻め込んでいくスタンスというのが、恐らく必要なだろうと。

特に、適用数自体が全然ないのに、相変わらず出し続けるという省庁が幾つも散見されるというのは、少し違うんじゃないかと。それは、租特だけの効果という点で把握するのは、それは難しいというのはそのとおりですが、そもそも使っていない、使ったのだったら減収額と、それによって租特以外のものも含めてどこまでやったのか、租特だけの効果というのは切り出すことはできないかもしれませんが、それで何が生じたのかというところまでは攻められると思いますので、そういう事後的な情報をフィードバックしつつ、こちら先方の目標設定、適用数、減収額、それから特に効果に関する、どういうものをあ

らかじめ期待しているのかというところの設定に関しては、もう少しきちっと行っていただきたいなと思います。

特に租特は、長らく使われていなくても延長されるというところが問題視されてきましたので、そこをこの一連の事前のチェックと、恐らく事後の部分というのをリンクさせることによって、徐々に良い方向に、寄与できる方向で持っていただければと思っている次第でございます。

(岡会長)      ありがとうございます。何かありますか。

(越尾政策評価課長)      田辺臨時委員、ありがとうございます。岡会長もありがとうございました。今、御指摘の点は正にそのとおりでございまして、適用実態調査をしておりますので、過去の実績は分かるわけでございますので、我々としても、そういった資料などを見ながら、またその適用件数が僅少ななもの、もう少し広く投網をかけてみたところ、資料の7ページでありますような12件は不十分であったと結論づけたものでございます。

特に適用数が少なければ、税の減収も発生しないからいいではないかみたいな態度もないわけではないということでありまして、そういうことではないと。やはり、まさにEBPMの観点からいっても、その政策効果の見積りをした上で、きちんと効果を発揮しているのかという点には、しっかりこだわった点検をしてみたいと思いますので、先生の御指摘も踏まえて、厳しく対応してみたいと思います。ありがとうございます。

(岡会長)      ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の審議は以上でございます。以上をもちまして、第17回政策評価審議会と、第22回政策評価制度部会の合同会合を閉会いたします。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。